

特定技能 1 号外国人支援マニュアル

1. 支援業務の基本理念

特定技能 1 号外国人が、特定技能 1 号の活動を安定的かつ円滑に行うための、在留期間における支援計画の作成、実施を行う。

実施に際しては、当該外国人が特定技能所属機関における安定、円滑かつ長期の就労と円滑な日常生活を行うことができるためのきめ細かな支援を行う。

また、長期就労を支援する上で、日本語教育及び介護福祉士試験対策提供なども必要に応じて提供する。

支援については、各種法規制（個人情報保護等含む）に従って実施する。

2. 支援体制

- ・ 特定技能所属機関毎に支援責任者と担当者を決定する。
- ・ 責任者と担当者が異なる場合、支援に関する全情報を責任者に報告または必要に応じて相談することで、組織的に情報を管理し、支援を行う。
- ・ 必要に応じて、弊社取締役等に報告または相談し、全社的に支援を行う。

3. 相談体制

- ・ 上記 2 に定める責任者または担当者が相談を受け付ける。特定技能所属機関への確認が必要な事項については、当該担当者を確認の上、速やかに対応する。
- ・ 受付は、電話、email、SNS、直接面談のいずれかとする。
- ・ 相談内容については、上記 2 の通り、支援責任者と支援担当者間で必ず共有する。
- ・ 特定技能 1 号外国人の合意があるものは全て特定技能所属機関担当者に報告する。

- ・ 特定技能 1 号外国人とは、3 ヶ月に 1 回定期面談を行う。これとは別に、相談のある都度、適宜、速やかに対応する。
- ・ 特定技能所属機関からの相談も適宜速やかに対応する。問題解決が必要な場合には、3 者で話し合う機会を提案し、速やかな問題解決に注力する。

4. 教育体制

- ・ 日本語のレベルが低い人材（日本語能力検定 N4）については、日本語学習に関するアドバイスを行う他、必要に応じて日本語教育機関とタイアップしたサービスを提供する。
- ・ 介護福祉士受験対策について、特定技能 1 号外国人および特定技能所属機関の合意がある場合には、提携機関を通じたサービスを提供する。

令和 2 年 4 月 1 日 制定

HR Partners 株式会社